

令和4年 第8回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年4月26日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	井 戸 道 代
委員	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	統括指導主事	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉 浦 佳 之
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時</p> <p>ただいまから、令和4年第8回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありましたが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 それでは、日程第1、署名委員を決定いたします。平井委員と庭野委員に お願いします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議に入ります。 はじめに、第16号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部 改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進 課 長	<p>幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の新旧対照表をお配りさせてい ただいてございます。改正の概要についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、資料のご説明をさせていただく前に、今回の改正の趣旨をご説 明させていただきます。こちらにございます期末手当につきましては、いわ ゆる民間企業でいうところのボーナスに相当する手当でございます。こちら の支給にあたりまして、一定の条件にある職員が不利益な取扱いとなること が判明いたしました。今回、23区全体でそういったことがないように規則 を改正して不利益な状況を解消しようというところで議案を提出させてい ただいたところでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、例えばいわゆる夏のボーナス、6月30日に支 給をされますが、対象となるのが6月1日時点で在籍している職員と5月中 に退職した職員がボーナスの対象になります。5月中に退職した職員は、時 期によって、日割りで少し減額にはなりますけれども、6月30日のボナ スの支給対象になるというところでございます。しかしながら、例えば5月 15日に退職をして、その後、すぐに会計年度任用職員として任用された職 員につきましては、現状では、正規職員としてのボーナスの対象外となりま して、加えて会計年度任用職員としても任用されたばかりですので、まだ、 ボーナスはもらえない、つまり同じ5月15日で退職をしても退職してその ままの方はもらえますけれども、会計年度任用職員として再就職すると6月 30日のボーナスが全くもらえなくなるというような、人によって不利益が</p>

	<p>生じる事態が判明いたしました。このこと自体はかなりレアケースではありますが、これに該当するような職員はあまりいないのですけれども、そういった制度上の不備が分かったところでございます。今回の改正によってこの取扱いを改めて在職期間に応じて適切なボーナスが支給されるように改正するものでございます。</p> <p>それでは、お手元の新旧対照表をご覧ください。赤字で記載してございます第二条でございますが、こちらは期末手当の支給対象外の職員を規定している条文でございます。右側の旧の部分をご覧くださいますと、第二条の四の二と書いているところでございます。退職後引き続いて会計年度任用職員の適用を受けることになったものが勤勉手当の支給対象外職員でございます。この部分を削除することによって、先ほど申し上げたような事態が発生しないような形になるという旨の改正であります。</p> <p>次の次のページをご覧くださいますと、一番下に付則がございます。今回の規則改正につきましては、令和4年5月1日から施行しますということでございまして、本日、議決をいただきましたならば、5月1日付で適用するというので進めさせていただきたいと考えてございます。この議案につきましての説明は以上です。</p>
教 育 長	この件に関しまして、何か質問・ご意見などございますか。
庭 野 委 員	今、ご説明いただきましたけれども、先ほど、例に上げた方というのは、江戸川区には該当しているのでしょうか。
教育推進課長	<p>まず、今回出させていただいたのが、対象が江戸川区幼稚園教育職員ということで、幼稚園教諭の規則改正ですけれども、その中ではこういった事例に該当するような方は今までおりません。江戸川区そのものにつきましては把握しておりませんが、5月中に退職をされてすぐに会計年度任用職員になるという方はほとんどいないと思います。通常の仕方といたしましても、年度末に退職をされて、次の年度から会計年度になるという方は中にはいらっしゃるかもしれませんが、非常にレアケースで具体的な事例が発生したという話は聞いておりません。</p>
庭 野 委 員	ありがとうございます。本人の不利益にならないような制度になっていくということですので、賛成です。ありがとうございます。

教 育 長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、ほかになければ、第16号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、第17号議案「令和4・5年度江戸川区文化財保護審議会委員委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>まず、江戸川区文化財保護審議会でございますが、こちら教育委員会の附属機関として教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護や文化財保護活動に資するような活動を行っており、調査または審議していく機関でございます。2年間の任期の中で活動していただいております。現在、任期が令和4年の4月末日で切れるというところで、次の任期というところで今回出させていただきます。お手元の資料でございますように、委嘱についてということで資料をつけさせていただきました。こちらは、令和4年度から令和5年度にかけての文化財保護審議会の委員の委嘱についてということで、条例に基づきまして行うものでございます。</p> <p>職名は江戸川区文化財保護審議会委員。職務は、条例に基づき、区教育委員会の諮問に応じて文化財の保護等に関する審議をしていただくものでございます。委員は別紙のとおりとなりまして、任期は令和4年の5月1日から2年間、報酬につきましては、文化財保護審議会に参加していただくごとに1万6,000円でございます。次のページが委員の案でございます。こちら、11名の委員をこちら記載させていただいておりますが、いずれも前期令和2年度から令和3年度にかけても文化財保護審議会の委員を努めていただいた方でございます。これらの先生方に引き続き、江戸川区の文化財保護行政に関してのご意見をいただきたいと考えているところでございます。</p>
教 育 長	<p>この件に関しまして、質問・ご意見ございますか。</p>

庭野委員	この文化財保護審議会委員の定員はあるのでしょうか。今、11人ですけれども、不足しているような事態はないのでしょうか。
教育推進課長	定員は、条例上16名以内となっております。現状におきましても文化財保護審議会の審議並びに五つの部会がございますが、それぞれの部会の審議についてもそれぞれ専門の委員の皆様が在籍しているということで16名には至っておりませんが、審議に必要な委員は確保できていると考えてございます。
教育長	定員は16名以内ということで、現在11人。十分に役割を果たしているということですね。ほかよろしいですか。
平井委員	この審議会は、年間のうち何回ぐらい実際開催されるんですか。
教育推進課長	2年間のうち、6回開催をします。1年度につき3回ということでございます。
教育長	ほかございますか。発掘に関係しているということでは、考古学の熊野さんがいますよね。
教育推進課長	具体的な今の発掘作業に関係していただいているということではないんですが、これまでの上小岩遺跡の発掘調査、以前うかがったときにはこの熊野先生が団長として関わっていただいた経緯がございますので、今も様々ご助言をいただきながら活動をしてございます。
教育長	直接、この方が発掘しているということではない。
教育推進課長	今は違います。以前はしていただいていたました。
教育長	ありがとうございました。ほかの委員さんは、よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	ほかになれば、第17号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>「教育委員会後援名義の使用承認について」の報告をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>それでは、教育委員会後援名義使用申請一覧、A4横版の資料をご覧ください。今回は2件ご報告させていただきます。</p> <p>上段に書いてある行事でございますが、行事名、夢と魔法のイリュージョンエンターテインメント Team WIZ Show FX『幻・想・師』江戸川公演2でございます。申請者は、一般社団法人ジャパンイリュージョンエンターテインメント協会代表理事及び株式会社キップス代表取締役であります。事業の目的でございますが、イリュージョンやマジックを中心に、ミュージカルや芝居の要素を巧みに取り入れた、総合的な舞台芸術として構成し、来場した親子に未体験の感動体験を提供する。子どもたちの自立心や関心の芽生えにもつなげることを目的とするというものでございます。実施日時は令和4年7月24日（日）、2回講演になってございまして、1回目が11時から、2回目が15時からでございます。実施会場は、江戸川区総合文化センター大ホール。事業の対象は一般区民。経費の徴収につきましては、入場料といたしまして、1人あたり2,000円から4,500円の徴収を行います。</p> <p>なお、こちらの団体さんにつきましては、令和3年の1月に同じく総合文化センターで子ども向けのマジックショーを開催していただき、その際にも後援名義をつけさせていただきました。令和3年に開催した際には、来場される親子、保護者や子どもを無料で招待をしていただいたところでございます。今回につきましては、7月24日については入場料を徴収いたしますが、それに先立ちまして、6月から7月にかけて小学校15校で無料のマジック教室を開催されるということであらうかとございまして、合わせて、7月24日の講演につきましては、各講演30名ずつ希望される子どもをショーの出演者として舞台にも上げて出演していただく、こういった活動をされるというふうに向っているところでございます。</p> <p>2点目でございます。行事名、夏休み新聞コンクール。申請者は、一般社団法人東部読売会、代表理事でございます。事業目的は、子どもたちに新聞作りの機会を提供し、自身の体験や考えを文章にすること、わかりやすく伝</p>

	<p>える校正作業を経験してもらうことで「文章力」「表現力」の向上につながるというものでございます。実施日時は、令和4年7月25日(月)から9月5日(月)。実施会場、グリーンパレスとなっております。また、事業の対象の範囲は、区内の小学生です。経費の徴収等はありません。</p> <p>なお、こちらの東部読売会さんにつきましては、令和2年度から年に数回でございますが、小学校の子どもたちに読売子ども新聞を無償で寄贈いただく活動をしていただいている団体でございます。今年につきましても、3月、5月、6月の3回にわたりまして、小学校3年生から6年生、また今回は中学校1年生から3年生に対しまして、読売子ども新聞や読売中高生新聞を全ての当該学年の全ての児童や生徒に無償で配布するという事業を行っていただいております。今回の新聞コンクールにつきましては、6月に配布をする読売子ども新聞の中に、この別紙についてございます新聞コンクールのチラシを組み込みまして、子どもたちに周知をするとともに、夏休みの課題としてこういったものにも取り組んでほしいという思いで実施されると伺っております。入賞者の中には図書カード等をプレゼントする、また、9月の19日にはグリーンパレスでこの新聞コンクールに申し込みいただいた作品を展示する展覧会を開催する、そういったことで9月の19日ということでグリーンパレスを実施会場というふうに記載をさせていただいております。それぞれ企画書、チラシを参考につけさせていただきました。</p>
教 育 長	<p>後援名義の申請2件、今、説明等ございました。どちらでも構いませんので、特段、ご意見があればお願いいたします。</p>
平 井 委 員	<p>最初にまず、夢と魔法のイリュージョンエンターテイメントということでございます。これ2回目ということですがけれども、先ほど、令和3年1月のときのマジックショーというのは、違う形で開催されたのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>いわゆるマジックショーという意味合いでは同じです。いわゆる総合文化センターで今回開催するような大規模なマジックショーを令和3年の1月には無償で招待をした。今回は、無償で各学校の小さな教室を開催して、この大きな公演については有償で実施をするというものでございます。</p>
平 井 委 員	<p>企画書読むと非常になるほどなということで、子どもたちに夢を与えるのだというのが分かるんですけれども、残念ながらこのパンフレットを見てい</p>

教育推進課長	<p>る限りではそれがちょっと読みきれないなという気がしまして、この子どもたちへの周知というのはどんな形になるんですか。</p> <p>周知につきましては、こちらのチラシが中心にはなるんですけども、既に15校の小学校でいわゆるマジック教室を実施するという事で申し込みもいただいているそうでございます。それぞれの学校でマジックの体験をしていただきながら、7月24日の講演についても周知をされているというふうにお伺いをしてございます。また、合わせまして、今回のこの公演につきましては、小中学校の校長先生方が集まる校長会でもこういった趣旨でマジック教室及び事業を行うということで、主催者側から説明をしていただいておりますので、校長先生方にはご趣旨は伝わっているものと考えてございます。</p>
庭野委員	<p>たしか、去年も千葉教育長からこのマリーさんがお医者さんだということで、感染対策もしっかりとされているというようなお話を伺ったと記憶しているんですけども、間違いじゃなかったら。</p>
教育推進課長	<p>庭野委員がおっしゃるとおり、こちらのマリーさんとチラシにはなっておりますが、後援名義申請書を見ていただきますと、代表理事として載っている三枝万里子さん、同一人物でございます。先ほど、おっしゃったとおり医師免許を持っている方でございます。企画書の一番下のほうにもございますが、チームウィズのリーダーマリーが医師であるため、感染症対策もしっかりやっていくということで伺ってございます。</p>
庭野委員	<p>感染拡大が心配される中ですので、そういった方が中心になってやっていただけるということで大変安心して子どもたちも参加できるんじゃないかなというふうに思います。また、マジック教室が15校で既に予約で埋まっているというのは、やっぱり関心が高いということではないかなと思います。子どもたちがコロナ禍で楽しみが大きく奪われている、そういうところでこういった催しができるということは有意義であるなというふうに私は思います。</p>
教 育 長	<p>学校では、子どもたちが飛び入りで参加して体験できるということで、文化センターではそういうことはないんだろうけれども。</p>

教育推進課長	文化センターにつきましては、飛び入りはないんですけれども、事前の申請で各公演30名ずつ舞台上がってショーに参加できるということで伺ってございます。
庭野委員	30人も上がるんですか。
教育推進課長	このチラシの右下の文化センターのちょっと上のところをご覧くださいますと、「きみも出演できる！」ということで記載がございます。このように各公演30名ずつ、合計60名まで参加できるということで募集を行っているそうです。また、何名申込みがあったかまではちょっと把握はしていないんですけれども、そのように伺っているところです。
教育長	天野委員さん、井戸委員さん、いかがですか。
天野委員	<p>夏休み新聞コンクールですけれども、今の社会情勢とか年齢問わずに一つの事案ということを共通して知るという意味も含めて新聞を読むということ、とても大事だと思っているんですね。その中でこうしたコンクールを通して新聞に興味を持っていただくということはとても大事だし、続けていただきたいと思っております。</p> <p>1点お伺いしますが、コンクールという位置づけということで、どなたが審査員をされていらっしゃるのかわかりますか。</p>
教育推進課長	まずこちらの東部読売会の皆様で新聞の販売店の皆様でございますので、新聞についてはプロの皆様です。合わせて、読売新聞社の本社の記者の方もこの審査員として加わっていただくというふうに伺ってございます。
天野委員	ありがとうございます。
井戸委員	<p>最初のマジックのほうですけれども、似たような催しの経験があるんですけれども、本当に子どもたちの目が輝いて、いい意味で人が変わったということを見たことがあります。だから、日常ではないというか、本当にそういう経験も貴重だなと思いますし、15校無料でやったださるというのもありがたいと思います。</p> <p>また、新聞のほうですけれども、こちらも全て無償で子ども新聞を配布してくださるということでありがたいです。きっかけづくりとしても、とても</p>

教 育 長	<p>良いと思いました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
庭 野 委 員	<p>私の感想なんですけれども、夏休み新聞コンクールは、このチラシにあるような例が出ていますけれども、各学校ではいろいろな新聞を子どもたちが書いているわけですね。今、スマートフォンやタブレットで、自分勝手に読んで理解するということが多くなりがちなか、広く自分の考えをみんなに伝えるという、そういう表現力、企画にもあると思うんですけれども、そういった力をしっかりと身につけさせることができるのが、この新聞作りだと思います。そういう意味で、こうやってコンクールをしていただいて、何か励みをつくっていただくと、子どもたちも一生懸命取り組むんじゃないかなというふうに思いますので、大いに賛成でございます。</p>
教 育 長	<p>学力の下支えという意味でも大事ですね。ほかよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第8回教育委員会定例会を終了します。</p> <p>閉会時刻 午後1時23分</p>